

空き家を生かす 「わが家に もう一度、 人生を。」



代々受け継がれた家は、確かな記憶のリレーを見守り続けた証人です。

そして、海や里山、川や森とともに松浦の風景を守っています。もし、ふるさとの家が、暗い街路地の灯りとなりまちを照らすならば、そこに人々の新しい集い場ができるでしょう。地域にはにぎわいが生まれる『松浦愛』に満ちた日常が続いていくかもしれません。

近年、全国でも空き家の増加が大きな問題となっています。そこで、今月号では、空き家や空き店舗を活用するための取組について紹介します。

この空き家バンクは、市内の使える空き家や空き店舗を登録し利用希望者に紹介するもので、市と協定を結んだ協力事業者（不動産事業者）が所有者から相談があつた空き家の登録手続きを行っています。これまでに15戸の登録があり、10戸が住宅として、1戸が飲食店として活用されています。

また、平成30年度からは上志佐地区と星鹿地区をモデル地区として、所有者の意向が確認できた空き家の内部調査を行い、空き家バンクへの登録を案内しました。

実際に調査を行つてみると、「建物が古いので使えるかどうかわからなかつた」「家財道具や仏壇

すれば使用できる住宅や店舗も多く含まれていることから、空き家の活用を促す方策として、平成29年度から空き家バンク制度がスタートしました。

空き家の中には、少し手直しをすれば使用できる住宅や店舗も多く含めていることから、空き家の活用を促す方策として、平成29年度から空き家バンク制度がス

空き家バンク制度

などが残っているので登録できないと思っていた」という声が多く、空き家の活用を進めていくためには、これらの課題をひとつ一つ解決していくことも必要です。

市内の使える「空き家」「空き店舗」を登録し、ホームページ等で利用希望者に紹介しています。





空き家改修等の助成

空き家活用団体の支援

空き家を生かす

空き家の増加を抑制するとともに、移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された「空き家」「空き店舗」の改修等に対し、一定の要件を満たせば有利な補助制度を利用することができます。

空き家の活用によつて、移住者のニーズに応じた住宅の確保に取り組む団体に対し、一定の要件を満たせば有利な補助金制度を利用することができます。

松浦市は、住みよさランディング
2019（東洋経済新報社調べ）
において県内1位、九州・沖縄工
リアで7位となりました。

松浦市では、安心して子育てができる住まいおよび居住環境の整備のため新たに3世代（親・子・孫など）で同居・近居するための中古住宅の取得や住宅の改修を応援します。



申請方法などの問合せは

都市計画課住宅係まで

內線214

新たな3世代 同居・近居※1の種別	中古住宅取得	中古住宅取得時の リフォーム※2	リフォーム※2
多子世帯※3			
子育て世帯※4	5分の1以内（上限40万円）※5	10分の1（上限20万円）	

※1 近属：3世代が同一小学校区に居住すること

※1 近く : 3 区画が同一小字区に居住すること
※2 対象となるリフォーム 開取りの変更 台所・浴室・トイレ・洗面所の改修・増設等

※2 対象となるリフォーム間取りの変更 口所・浴室・トイレ・洗面所の改修
※3 多子世帯：18歳未満の子を3人以上養育する（妊娠中を含む）世帯

※3 多子世帯：18歳未満の子を3人以上養育する（妊娠中を含む）
または18歳未満の子を3人養育し、さらに妊娠・出産を希望する

または18歳未満の子を2人養育し、さらに妊娠・出産を希望する世帯
※1 子育て世帯：小学生以下のお子さま（妊娠中を含む）がいる世帯

※4 子育て世帯：小字生以下の子ども（妊娠中を含む）がいる世帯
※5 申請者が「子育て応援団体」に所属している場合は、補助額の上限が44万円

※5 申請者が「子育て応援団体」に所属している場合は、補助額の上限が44万円

3世代での同居・近居を
応援します！